

都市における待機児童政策¹

安心して子育てができる都市へ

慶應義塾大学 木戸一夫研究会 社会保障分科会

石原充 後藤和宏 佐藤友紀 秦野芳彰 両角豪朗

2010年12月

¹本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

都市における待機児童政策

安心して子育てができる都市へ

2010年12月

要約

現在、日本は深刻な少子化問題に直面している。少子化は日本の労働力人口を減少させる。従来のように男性が中心となって労働力を供給するだけでは、少子化による労働力人口の減少は回避できない。そこで、重要となってくるのは「女性の社会進出」となる。仕事と子育ての両立を希望する女性は増加している。しかし、日本では女性の社会進出が進むと出生率は下がるものと一般的には考えられている。というのは、昔は女性が自身の役割を家事・育児と認識していたが、現在の日本のように、女性も男性と同じように高い教育水準を得て、男性と同じような所得を稼ぐと、仕事を捨てて、家事・育児に専念することは、大きな犠牲を伴うので結婚、出産をせず仕事を続けようとする。ところが、法政大学大学院政策創造研究科の岡田恵子教授の分析により、かつての先進諸国では確かに女性の就業率が高いほど出生率は低いという関係であったのだが、近年では女性の就業率の高い国の方が出生率も高いのであることがわかった。つまり、女性の社会進出を支援することは、経済的にも、少子化問題にとっても良い影響をもたらすのである。そのため、子育てがしやすい環境をより整えていく必要がある。

そこで、本稿では待機児童の解消という手法を通して女性の社会進出の促進を目指す。2001 年に行われた待機児童ゼロ作戦により待機児童数は減少傾向にあったが、待機児童の定義の変化等の要因もあり近年再び増加している。ここで注目すべき点は待機児童の数は少子化に反比例して増加していることである。核家族化・経済状況の悪化・離婚率の増加に伴うシングルマザーの増加・共働きの増加によるニーズの多様化によって子育てをしている女性の多くが子どもを保育所に預ける必要が出てきたためだ。また、その一方で認可保育所の定員割れという事態も発生している。本当は全ての児童を受け入れられるだけの収容能力はあるにもかかわらず、認可保育園へ需要の集中し幼稚園の需要が少ないことや地理的な問題によりうまく特定の保育所に児童が通うことができず機能していないという問題もあるため、単純に保育所の数を増やす方法以外の政策を行っていく必要がある。これらの事柄を踏まえて本稿は過去最多かつ全国最多の待機児童数を記録し、かつ 2013 年 4 月時点での待機児童問題全面解決を目指しており、全国的にも注目される横浜市をモデルとする。

具体的な提言としては、仙台市とカナダのオタワ市を参考にして以下の三つを挙げる。保育ママの増加、家庭保育福祉員の増加、代理店制度の導入である。保育ママとは資格を要する保育士と違い簡単な研修によってなることのできるいわばボランティアに近い存在である。横浜市にもこのような制度は存在するがわずか 20 名程度しかおらず、その認知度は低い。前述の地理的事実により定員割れが発生しているにもかかわらず預けることが出来ない事情をこの保育ママの人員の増加によって解決する。また、家庭保育福祉員の間口を研修制度の充実によって増やす。いずれの人員の増加も横浜市の保育士が増えない理由としてある「保育資格を取る条件」が緩和されるというメリットがある。代理店制度については、保育ママや家庭保育福祉員と親の間の仲介役として代理店を導入し、親や自分の子どもを預けることの出来る保育所を探しやすくすることを可能とする。また、これは保育ママ、家庭保育福祉員側に対しても自分の保育所が選ばれるようにするための質の向上や、保育ママ、家庭保育福祉員、代理店業者を行うための人員募集の必要性という雇用増加のメリットが生まれる。

目次

はじめに

第1章 現状・問題意識

- 第1節 (1. 1) 女性の社会進出と少子化の関係性
- 第2節 (1. 2) 待機児童問題について
- 第3節 (1. 3) 国の待機児童対策関連予算
- 第4節 (1. 4) 横浜市における待機児童問題の現状
- 第5節 (1. 5) 横浜市における児童福祉・育児支援施設
- 第6節 (1. 6) 定員割れ問題
- 第7節 (1. 7) モデル事業としての取り組み

第2章 先行研究及び本稿の位置付け

- 第1節 (1. 1) はじめに
- 第2節 (1. 2) 先行研究及び本稿の位置付け

第3章 分析

- 第1節 (1. 1) 横浜市の待機児童対策の問題点
- 第2節 (1. 2) 横浜市の家庭保育福祉員について
- 第3節 (1. 3) 他地域での待機児童政策

第4章 政策提言

- 第1節 (1. 1)
- 第2節 (1. 2)

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

現在日本で解決すべき最も重要な課題の一つとして、少子高齢化が挙げられる。リーマンショック以降日本は不景気になり労働需要が減少し就職氷河期が再来したと言われているが、長期的な目線で見れば近い将来労働力不足になり、日本の経済が更に停滞するのは明確である。よって不足を補うためには女性の社会進出はさらに重要性を増してくる。その上で必要となるのが、女性が働きやすい環境を作ることである。そこで本稿では、待機児童問題という問題に着目した。待機児童問題の解消によって、女性が子どもを出産することに対する懸念材料の解消、つまり子どもを出産しても育てやすい環境がない事から子どもを作る事に対する憂いをなくし、かつ女性が出産後働きやすい環境を作ること作る事が可能となる。先行研究の一つとして昨年度の論文にを補助金を渡す仕組みの変更という政策を通して解決するものがあったが、補助金の額の増加という政策は全国市町村で財政に余裕のある場所に限られているので実現性に疑問が残る。そこで我々は市場原理導入という観点も考慮に入れ、現状の認可保育所と認可外保育所、幼稚園、その他保育施設という現在の仕組みそのものに新しい概念を導入する政策を提案していく。我々は横浜市をモデルとして提案していくが(モデルとした理由は後述する)、今現在横浜市にどのような保育制度が存在し、その問題点とは何か、どういった改善策を出すべきか、という形で本稿を進めていく。

第1章 現状・問題意識

第1節 女性の社会進出と少子化の関係性

現在、日本は深刻な少子化問題に直面している。この少子化の進展は、日本の労働力人口を減少させる。この減少分を賄うには、従来の男性が主となって労働力を供給するだけでは足りない。そこで、重要となってくるのが「女性の社会進出」となる。内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「子供ができてみずっと職業を続ける方がよい」と回答した女性は1992年の調査では26.3%であったが、2007年の調査では45.5%にまで上昇した。このことから分かるように、仕事と子育ての両立を希望する女性は近年増加している。しかし、日本では女性の社会進出が進むと出生率は下がるものと一般的に考えられており、現実的にはこの両立はかなり難しい。そして、現在の日本の様に、女性も男性と同様に高い教育水準を得て、同程度の所得を稼ぐようになると、仕事を捨てて家事・育児に専念することは、大きな犠牲を伴うこととなっている。つまり、仕事を捨てて子育てをする機会費用が大きくなったのだ。そのため、女性は働き続けることを選択するものが増えている。これが、晩婚化や未婚化、また出産意欲の低下を招き、少子化をより進行させている。

ここに面白いデータがある。法政大学大学院政策創造研究科の岡田恵子教授の分析により、かつての先進諸国では、確かに女性の就業率が高いほど出生率は低いという関係であったが、近年の先進諸国では、女性の就業率の高い国の方が出生率も高いことがわかったのだ。つまり、女性の社会進出を支援することは、少子化問題に対してプラスに働くことが立証されたのだ。では、日本ではどうだろうか。残念ながら、日本では地方と都市でこの関係性が真逆である。地方では、未だに三世帯同居が多いこともあり、女性は働きながら育児が出来る環境がある。しかし、都市では、女性の両立願望が高いにも関わらず、両立を支援する政策がないため、就労と出生率は反比例の関係になっている。

次に女性の就労と育児・出産の両立支援を考えてみよう。ここで、図1の日本の女性労働力率のグラフをみると、出産・育児期である25-44歳の労働力率が他の年齢階級の労働力率に比べて落ち込んでいることが確認できる。この形状は「M字カーブ」と呼ばれるもので、出産・育児期である25-44歳の女性は妊娠・出産や育児を理由に一旦働かなくなることを示している。このM字カーブこそが、仕事と育児の両立支援が整備されていない証拠である。逆にいえば、このM字カーブを解決する事が出来れば、仕事と育児の両立が容易になり、女性の就業率上昇による労働力人口の確保、そして出生率も上昇するのではないだろうか。このM字カーブ問題を解決するに当たって、本稿では子育て支援の充実という観点で、待機児童問題にスポットライトをあてた。第2節では待機児童問題の現状について触れていく。

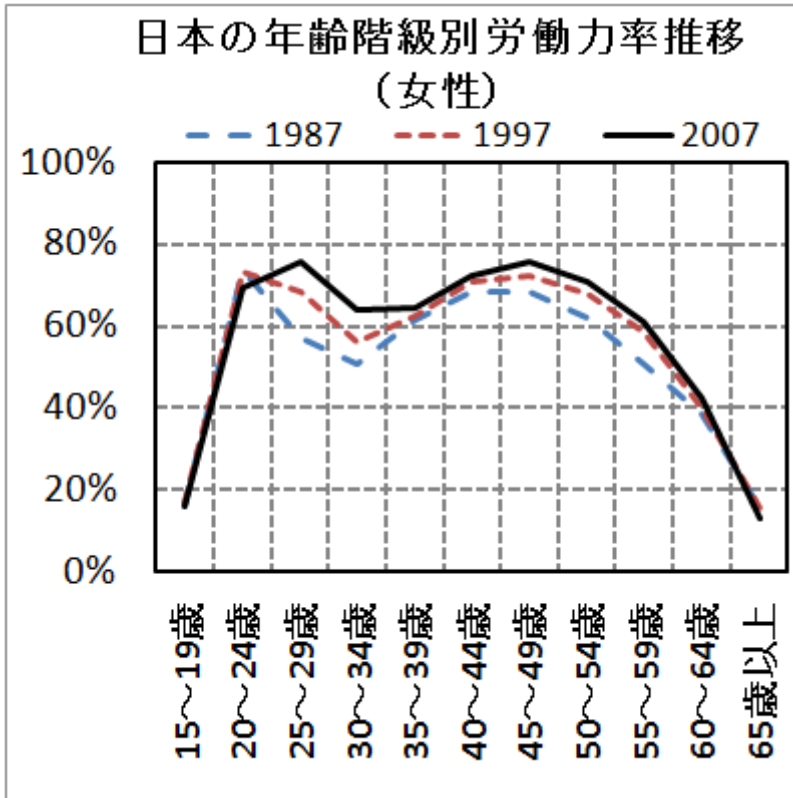


図1 「日本の年齢階級別労働力率推移」 厚生労働省のデータを参考に作成

第2節 待機児童問題について

待機児童とは、東京都福祉保健局によると「認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数から認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者を除いた児童の数」と定義されている。

図2の待機児童数の推移をみると、政府が2001年に制定した「待機児童ゼロ作戦」の影響で2003年から2007年にかけては減少傾向にあった。そもそも「待機児童ゼロ作戦」とは、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」という閣議決定に盛り込まれたもので、保育所、保育ママ、幼稚園の預かり保育等を活用して、受け入れ児童数を2002年度中に5万人、2004年度までにさらに10万人、合計15万人増やして待機児童の解消を目指すものであった。そして、この作戦が機能したので待機児童は減少したというのが政府の言い分である。果たして、この期間の減少は本当にそれだけが原因だろうか。実は、この作戦の発表後に、厚生労働省は待機児童の定義そのものを変更し、認可保育園に申請しながら入園できていなくても、自治体が補助金を出している保育施設に入園している子は待機児童に含まないことにした。これにより、潜在的待機児童の数は膨大になった。

そして、2008年からは再び増加傾向になっている。これは、入所児童数を増やしても、同時に希望児童数も増え続けていたため、ついに両者の数が逆転してしまったのだ。これに対して、厚生労働省は2008年2月27日、「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。「新待機児童ゼロ作戦」とは、2017年までの今後10年間で、(1)保育所などの受け入れ児童数を現在の200万人から100万人増やす(2)小学1~3年生を対象にした学童保育も68万人から145万人増やす、としたものである。そして、福田元首相の指示により、3年後までを集中

重点期間とし、保育所の整備のほか、自宅で子どもを預かる保育ママの充実を進める、といったものである。これに関してはまだ政策が開始して間もないことを考慮しても、図2より待機児童数は明らかに増加しており、効果があまりないのではと思う。

では、そもそもなぜ少子化にも関わらず待機児童が増えているのだろうか。そこには、核家族化・経済状況の悪化・離婚率の増加に伴うシングルマザーの増加・共働きの増加によるニーズの多様化がある。つまり、この増加傾向が示していることは、従来の待機児童政策は表面的なものに過ぎず、根本の解決には繋がっていないということである。我々は待機児童数全国1位の横浜市をモデルケースに効果的な政策を提言していきたいと思う。それに当たって第3節では横浜市の待機児童問題の現状を述べる。

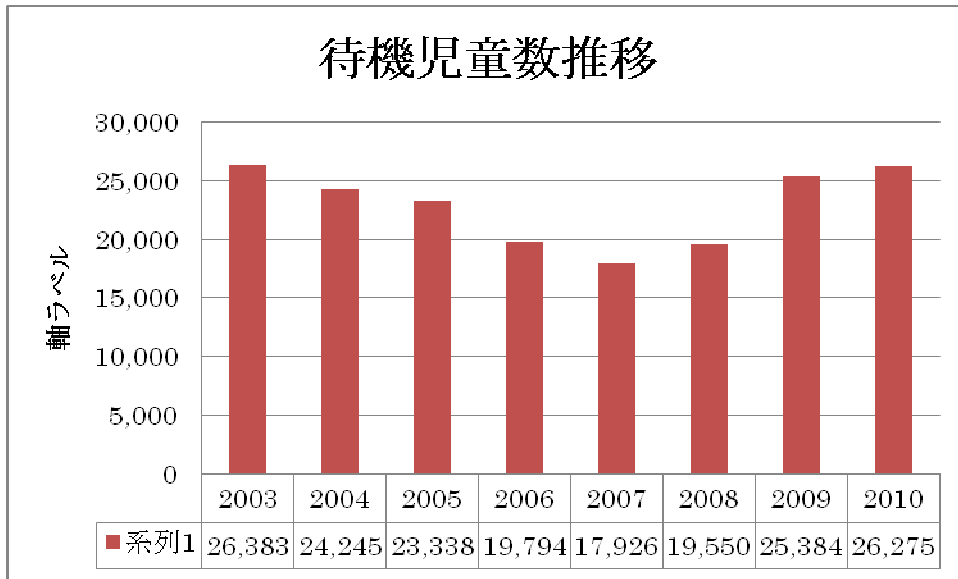


図2 「待機児童数推移」厚生労働省のデータを参考に作成

第3節 国の待機児童対策関係予算

厚生労働省の雇用均等・児童家庭局保育課が出した保育対策関係予算概算要求によれば、平成22年度の保育対策関係予算は

新待機児童ゼロ作戦に基づく待機児童解消に向けた保育所受け入れ児童数の拡大、家庭的保育事業や一時預かり事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの推進を図ることを目的に、平成21年度予算の4058億5700万円から約300億円アップの4376億8400万円として概算要求された。以下その詳細を述べる。

- 1.待機児童解消に向けた保育所の受け入れ児童数の拡大
 - i 民間保育所運営費：3625億7600万円
 - ii 待機児童解消促進等事業費：36億8100万円
 - iii 保育環境改善など事業費：2億5300万円
- 2.多様な保育サービスの提供など
 - i 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）：440億円
 - ii 家庭的保育事業：35億2000万円
 - iii 一時預かり事業：42億8000万円

- iv 休日・夜間保育事業：8 億 4300 万円
- v 病児・病後児保育事業：36 億 5300 万円
- vi 地域子育て支援拠点事業：111 億 8800 万円
- vii その他の保育サービスの充実：72 億 900 万円

第4節 横浜市における待機児童問題の現状

いわゆる、待機児童問題として取り扱われる事例の大半は、地域経済の中心である大都市に集中している。その中でも、横浜市は過去最多かつ全国最多の待機児童数を記録した。平成 22 年 5 月 17 日付で公開された最新の報告によれば、横浜市全域における待機児童の数は前年比で 262 名増加し、1,552 名に達した。潜在的な保育所需要に関連して、学齢に達する以前の児童については、1,054 名もの減少が見られるが、むしろ保育所への入所を希望する申込者の数は、1,985 名増加している。また実際に入所している児童の数は、1,679 名の増加が報告されているが、この申込数と実際の入所者数の差がいわゆる「入所保留児童数」にあたり、さらに認可外保育施設に分類される「横浜保育室」などへの入所者数や特定保育園への入所待ち申込者数を除いた数字が「横浜市における待機児童数」ということになる。市当局の公開する資料によれば、待機児童数は平成 16 年に最初のピーク（1,190 名）を迎え、直後の平成 18 年には半数以下の 353 名まで急落、さらに急上昇を見せ平成 21 年の調査では 1,290 名、平成 22 年には 1,552 名と横浜市始まって以来の最高値を記録している。その為、横浜市では子育て支援を最重要政策と位置づけて、様々なモデル事業を実施している。平成 22 年 3 月 12 日には福島少子化担当相が、横浜市と共同で更なるモデル事業の実施検討に入ったと発表した。同相は「横浜特区」なる言葉を引き合いに出し、高まりつつある保育ニーズへの先進的対応を、横浜市をモデルケースとして具体化したいとの方針を示した。

現職の林文子市長も、昨年実施された市長選では子育て支援を第一の公約として提唱し当選した経緯もあり、平成 22 年度予算案に 84 億 6600 万円にのぼる巨額の待機児童対策費を計上しているほか、都市政策の枠組みを超えた国との連携にも意欲的な姿勢を見せている。更に横浜市は待機児童の増加を緊急の政策課題とし、平成 21 年 10 月に「横断的かつ機動的な」問題解決にあたる二つの作業部会を設置。自治体職員のみならず現場の保育士や技術者を加えた「横浜市保育所待機児童解消プロジェクト」（以下「プロジェクト」）を発足させ、全面的な調査を行っている。同プロジェクトの研究成果には切実な危機感に立ったいわゆる「現場の声」も多量に含まれており、平成 22 年 3 月に提出された報告書によれば、横浜市における待機児童発生メカニズムとして以下の要因を挙げている。

①保育ニーズの増大

経済的あるいは自発的な理由から「働きたい女性」が増加、また育児負担や養育の困難さそのものから「子供を預けたい家庭」が増加している。

②保育所整備の促進

認可保育所への入所には児童の保護者が「週四日・一日四時間」以上就労していることが条件となる。これに満たないケースの受け皿となる一時保育などの整備が遅れ、保育所以外のサービスが不足しているため、無理やり条件を満たして認可保育所に申し込むという家庭すら散見されている。つまり需給の不一致。

③選ばれる認可保育所と選ばれない認可保育所

一部の認可保育所で定員割れが確認されている。家からの距離や通勤に不便である、希望に沿うサービスの提供がなされていないなど理由はさまざま。既存施設の有効活用が求められる。これもまた需給の不一致。

図3 横浜市こども青年局のデータを参考に作成

それでは、現在横浜市においてどんな施設があるのだろうか。第4節では横浜市の児童福祉・育児支援施設について述べる。

第5節 横浜市における児童福祉・育児支援施設

横浜市こども青少年局保育運営課によれば、横浜市における各種保育サービスの種類と定義は以下の5者に大別される。(施設数、定員数は平成22年4月1日現在の値)

①認可保育所

認可保育所とは、国が定めた設置基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等)をクリアして都道府県知事に認可された施設です。大幅な公的資金援助がある為、保育料は比較的安くなっています(月額2~4万円程度)。ただし、延長保育や一時保育などのサービスは、規定に従って運営されるため、個々のニーズにこたえきれない面があります。

認可保育所設置基準

入所対象：乳児(1歳未満)から幼児(未就学児)

1日の教育・保育時間：8時間(原則)

1保育士当たり乳幼児数最低基準：1歳未満3人、1歳~3歳未満児6人、3歳~4歳未満児20人、4歳以上児30人

申込方法：市区町村へ

市立(102施設、定員8765名)、民間(334施設、定員29530名) 計436施設、定員38295名

②認可外保育施設

認可外保育施設とは、庭園の広さ等の設置基準の関係で、国の認可を受けていない保育施設の事です。横浜保育室、ベビーホテル等も認可外保育施設に含まれます。

・横浜保育室

横浜保育室とは、3歳未満児の待機児童の解消、認可保育局で対処しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。(平成9年7月事業開始、横浜市単独事業)

128施設、定員4309名

・一般認可外保育施設

一般認可外保育施設とは、認可外保育施設のうち、本市が援護費を交付していないものであって、事業所内保育施設およびベビーホテル以外のもの。

138施設、定員2721名

・事業所内保育施設

事業所内保育施設とは、企業・病院などが、従業員を確保するために、福利厚生施設の一環として設置している従業員のための保育施設。

62施設、定員926名

・ベビーホテル

ベビーホテルとは、認可外の保育施設であって、夜間保育、宿泊を伴う保育、または時間単位で一時預かりのいずれかを行っているもの。

33 施設、656 名

③家庭保育福祉員

市長の認定を受けた福祉員が、保護者の委託を受けて、保育にかける低年齢児を家庭的な雰囲気の中で保育する制度。（昭和 35 年 12 月事業開始、平成 22 年 4 月児童福祉法法定事業）」

42 名、定員 160 名

④幼稚園

幼稚園とは、保育園が「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は乳児を保育すること。」を目的としているのに対して、「幼児の心身の発達を助長すること」を目的とする公立の施設です。

幼稚園は教育施設ということもあり、入園可能な年齢は 3 歳から 5 歳、保育時間も平均 4 時間となっています。

290 施設、60598 名

⑤市立幼稚園預かり保育

私立幼稚園預かり保育とは、公立の幼稚園に対して、市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児又は弟妹園児に対し、幼稚園の正規教育時間を含み日中 11 時間以上（土曜日は 8 時間以上）の保育を実施する制度です。

67 施設、2206 名

第6節 定員割れ問題

かねてより、わが国における保育サービスは認可保育所に大きく依存しており、旧来の事業スキームでは対処しきれない保育ニーズの取りこぼしが待機児童問題を招く一因となっている。横浜市では平成 9 年より、そうした空隙を埋める施策として、認可外保育所に対し市当局が独自に定める基準に基づき、認可保育所に準ずる「横浜保育室」としての認定を与える制度を行なっている。これらの横浜保育室には横浜市より援護費が交付され、サービスの改善や保護者負担の軽減にあてられている。ただし、そうした行政の努力にもかかわらず横浜市における待機児童数は平成 22 年現在で全国最悪の値を示しており、横浜市 18 区のうち、過去 5 年で認可保育所の定員割れが起きていない地域は鶴見、神奈川、金沢、栄の 4 区のみにとどまっている。実際の入所児童数を上回る定員数を備えながら、同時に相当数の待機児童が発生している現実には、認可保育所の新規開設や横浜保育室の拡大といった量的な対応の有効性へ大きな疑問を投げかけている。こうした需給の不一致は定員数の拡大を第一に優先し、地域性や保育ニーズの地域分布を軽視してきた整備手法によるところが大きい。

第7節 モデル事業としての取り組み

横浜市は 2013 年 4 月時点での待機児童問題全面解決を目指しており、全国的にも注目されるモデル地区として諸種の政策を行なっている。その一つに定員割れ問題、すなわち需給のミスマッチ解消へ向けた取り組みが挙げられる。これは送迎システムを充実させ通園にあたっての距離的な問題を解消、空き定員枠の有効利用を促すというもので、具体的には従来

どおり通園バスを導入する保育所に対する費用補助（7ヶ所）に加え、新たに複数の保育所を結ぶ送迎の拠点となる「送迎保育ステーション」の整備（1ヶ所）を追加した二本立てで、平成 22 年度に 4600 万円の予算を計上している。補助制度や「送迎保育ステーション」の利用実態についてはいまだ政策実施の途上ということもあり、現時点では計量的な分析は加えられない。ただし千葉県流山市など一部の先進的な自治体ではすでに送迎保育ステーションの実施例があり、子育て支援の目玉の一つとして今や一定の評価を受けつつある。また平成 22 年度の予算編成には「保育所待機児童解消プロジェクト」の成果が取り入れられており、報告書の中で提案された数々の政策に実際の予算が与えられているという点で、例年とは様相を異にしている。「市立保育所の更なる活用」（1600 万円）、「事業所内保育施設助成事業」（2700 万円）、「NPO などを活用した家庭的保育事業」（3800 万円）、「短時間就労者のための乳幼児一時預かり事業」（1600 万円）などが実行に移されつつある。これらの革新的な政策が真に現状打破への糸口たりえるか、今後の調査が待たれるところである。

第2章 先行研究及び本稿の位置付け

第1節 はじめに

我々は、保育ニーズの多様性という現実を考慮し、認可保育所、横浜保育室、ベビーホテルなどの一般的な保育施設に加えて、より少人数で質の高い保育ママの有効性、効率性を検証し、保育ママが待機児童問題の解決に寄与する事を示す。家庭福祉員の制度改革、規制緩和が家庭福祉員の参入を促し、市場競争により保育の質の上昇と保育料金の減少が達成される。そこで、先行研究として認可保育所の現状をとりあげ、認可保育所が生み出している構造問題を示す。

第2節 先行研究と本稿の位置付け

・保育制度への市場原理導入に関する厚生分析

学習院大学経済学部経済学科教授の鈴木亘(2008)は、現行の保育制度においては、保育需要が高いにも関わらず認可保育所に入所できないという、多大なる非効率性が存在していると述べた。これによって、費用対効果の面から問題が起きていると鈴木は考えた。つまり、消費者余剰(消費者の最大留保価格から取引価格を引いたもので、取引から消費者が得る便益)が投入されている公費負担のわずか5分の1程度に過ぎないという問題だ。

認可保育所の保育料は、自分の払える範囲でしか請求されない、応能負担が原則である。そのため、需要と供給の調整を行なう価格機能の役割を果たしていない。また、公的補助金が認可保育所に集中投下される事によって、市場における均衡価格よりもずっと安価で利用可能となっている。これが需要超過を生みだしているのは自明である。そして、これこそが待機児童発生メカニズムでは無いだろうか。

行政は、この需要超過に対して「割当」が試みられている。しかし、「保育に欠ける」といった時代にマッチしていない要件を用いていることで、必要性が高い人々が選ばれないケースがしばしば見られる。これは保育の本来のあり方を考えると非常に皮肉な事である。

仮に保育市場に市場原理をより導入した場合、こうした人々を救済できるのではなかろうか。つまり、この非効率性を是正出来るのではなかろうか。

鈴木は、次に認可保育所について触れている。認可保育所は行政によって、競争なく利用者を割り当てられる。その為、一種の「レント」として、保育士の人件費等のような高コスト経営が成り立つのだ。また、公立保育所における延長保育・休日保育といった特別保育の実施率の低さといった事例からもわかる様に利用者への質向上が図られていない。

・本稿の位置づけ

本稿では、上記の鈴木亘の先行研究を元に、より効果的な待機児童対策を考えた。具体的には、保育ママとそれを斡旋する為の代理店の創設補助、および家庭保育福祉員の促進を目指す。これに必要な財源については、保育事業に関する無駄な予算の削減により確保する。以上が本稿の狙いであり、次章ではこの政策を提言するに当たっての分析を行なう。

第3章 分析

第1節 横浜市の待機児童政策の問題点

1. 横浜市における待機児童政策に見られる問題点

横浜市は平成 22 年度予算の内、子ども・教育事業の一環として 18 億 9,100 万円を投じ、保育所を整備する政策を打ち出した。これによれば新規開設 11 か所、整備促進 12 か所をあわせ 1,367 名の認可保育所定員数（以下「定員数」）増を見込んでおり、この数字は平成 22 年 4 月 1 日現在の総数として記録されている待機児童数 1,552 名にも匹敵する大規模な量的対策として注目できる。

しかしながら、認可保育所の増設を繰り返してきた従来の施策が招いた弊害もまた看過できない。すなわち待機児童問題が盛んに取り沙汰される一方で、しばしば閑却されがちな保育所定員割れ問題である。横浜市全 18 区のうち、過去 4 年間で認可保育所の定員割れが生じていない地域はわずか 4 区にとどまり、特に平成 19 年からの 3 年間は横浜全市として入所者数が定員数を下回っている。周知のとおり、この時期に横浜市の待機児童は著しい増加傾向を見せており、こうしたデータは保育所の新規開設や整備を通じた量的な対策手法の有効性を問うものとして興味深い。

また横浜市が従来提供してきた保育サービスを俯瞰的横断的に見渡したとき、認可保育所とそれ以外のサービス（認可外保育所や横浜保育室、一時預かり施設、家庭保育福祉員制度等）との間に横たわる資源配分の差が顕著に見受けられる。

横浜市の提供する低年齢児童向け保育サービスのうち、公営・民営の認可保育所が実に八割のシェアを誇りながら、その他のサービスはあくまで副次的な位置にとどまっているという構造が存在している。認可保育所の占める 78%ものシェアに対し、一般認可外保育施設がわずか 6%にとどまっている主因には、認可保育所に対する補助金の集中投下が挙げられる。認可保育所は潤沢な運営資金のもと質の高いサービスや人員を確保し、なおかつ利用者負担にも補助金が反映され非常に安価に保育サービスを提供しうる。それらは一般認可外保育施設を含むその他の保育制度では実現不可能な質的水準・料金水準であるため、費用対効果の上で明らかに認可保育所に対する人気の一極集中という事態が生じる。認可外サービスの劣位はほぼ初めから決定づけられており、認可保育所において待機児童が生じる一方で、その他のサービスにおける定員割れが顕著になるなど、保育サービス全体として深刻な構造問題を抱える現状がある。

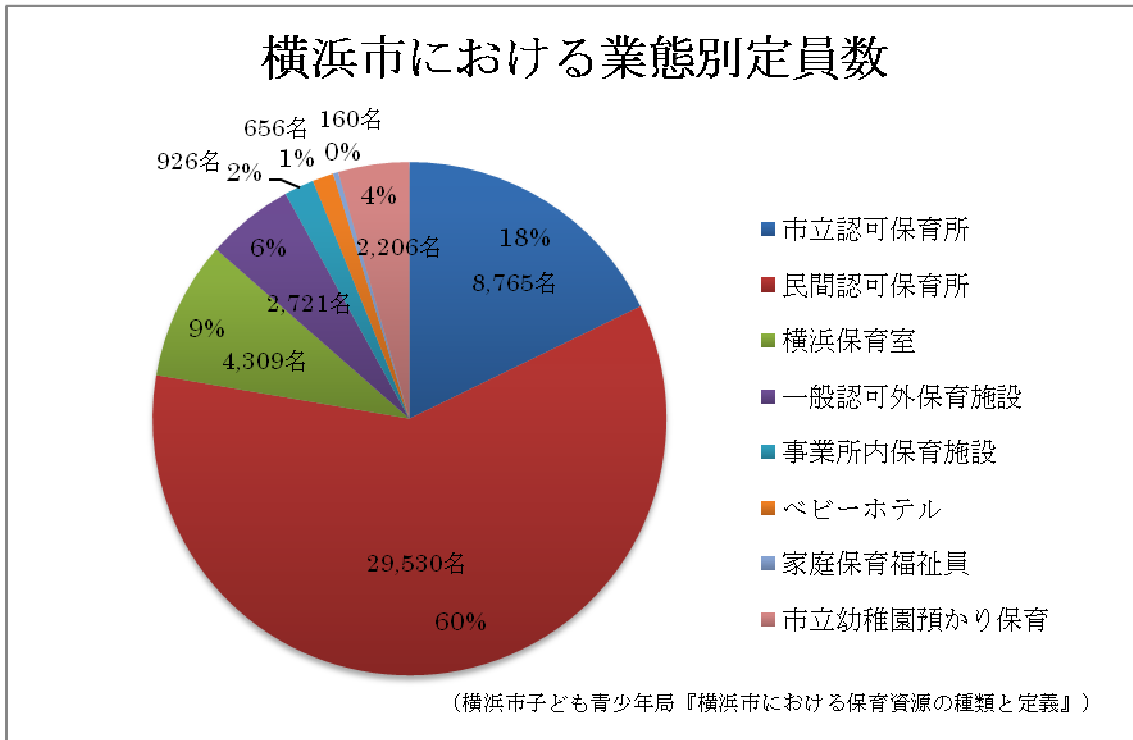


図3 「横浜市における業態別定員」

認可保育所の規模拡大などといった従来型の量的な手法に依存する施策は、こうした悪弊を助長しこそすれ、事態の改善に寄与するものとは言い難い。認可保育所に対する財政上の偏重は代替サービスを圧迫する一方で、保育サービスの業種間格差をも招いており、結果として多くの代替サービスは保育オプションとしての意義を失い、保育を必要とする家庭に与えられる選択肢が事実上一本化されてしまっている。

2. 政策提言の方向性

我々はこうした保育オプションの衰退、選択肢の減少こそが、横浜市において今や日本最悪の水準とまで言われる待機児童問題の発生を招くにいたった原因であると捉えた。

一般に認可保育所には入所要件（1 か月あたり 16 日、1 日 4 時間の就労）が設けられており、これを満たさない限り入所は認められない。非正規雇用が増加しつつある今日では、認可保育所に一極化した整備を推し進めている限り、この要件に阻まれ入所が認められない家庭の保育ニーズを満たすことは決してあり得ない。旧来の量的な手法が現在の構造問題を招き、さらにそうした継続的努力を通じた事態の改善が期待できない以上、新たな提言のもと構造問題の解消に取り組まなければならない。

横浜市の保育事業から失われた保育ニーズへの対応力は、大規模かつ画一的な施策ではなく、より小規模かつ個別的なサービスの展開によってこそ回復できる。ほぼ一本化されるにいたった選択肢を補完する為には保育オプションの拡充ならびに再生が不可欠であり、我々はその対象として家庭保育福祉員制度に注目した。

先の表にも示されているとおり、横浜市における家庭保育福祉員制度の定員数は全体のわずか 1%にも満たない。平成 22 年 4 月 1 日現在での定員数は 160 名、公式に登録されてい

る家庭保育福祉員は 42 名とされている。現行の制度では、個々の家庭保育福祉員と利用者を仲立ちし、マッチングするための情報提供は自治体が集約的に担っている。

この家庭保育福祉員制度の特長は大きく分けて二点、挙げられる。一つには家庭保育福祉員制度の対象が 0～3 歳までの低年齢保育であるという点で、いわゆる待機児童の実に九割までが 0～2 歳の低年齢児であることから、家庭保育福祉員制度の拡充が現況の改善に直結する可能性が見込める。さらに、横浜市における家庭保育福祉員は二種類存在し、いずれも 3 名ないし 5 名の少人数保育であるという点である。少人数体制は地域制に即したサービス展開を可能とするほか、栄養管理や防災、安全保障、サービスの品質保持に益するなど多くの利点を有している。

家庭的保育制度の備えるこれらの特長は認可保育所に次ぐ代替サービスとしての優秀性を示しており、また我々の問題意識が導き出した一つの答えとして、ひいては待機児童減少への直接的なアプローチたりえるものである。次章以降では、現行わずか 160 名にすぎない家庭保育福祉員制度をいかにして拡充し、有意な保育オプションとして待機児童問題の解決に寄与せしめるかという点を論じていく。

第2節 横浜市の家庭保育福祉員について

・制度概要

横浜市には、仕事や病気を理由に子どもの保育が出来ない家庭に代わり、昼間子どもを預かる「家庭保育福祉員制度」がある。家庭保育福祉員になるには、市内に 6 ヶ月以上在住しており、保育士の資格、看護師免許、もしくは幼稚園免許のいずれかを取得しているか、もしくは家庭保育福祉員の補助員を経験が 1 年以上あることが必要である。ちなみに、ここでいう経験が 1 年以上とは、例えば週 1 回の勤務ならば 5 年間の経験が、週 5 日ならば 1 年間の経験が必要であるということだ。

そして、これらの資格要件を満たした家庭保育福祉員が、居宅等で子どもを保育するのだ。横浜市では昭和 35 年度から始められており、平成 22 年度 5 月現在、42 名の方が家庭保育福祉員として保育に携わっている。預かれる児童の数は、原則福祉員 1 名につき児童 3 人までである。ただし、年度途中で産休明けや育児休業明けの児童を保育する場合は 4 人まで認める。

・対象児童

- ① 生後 57 日以上満 3 歳未満(ただし、4 月 1 日において満 2 歳の児童については、満 3 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までに保育することが可能である)
- ② 家庭保育福祉員及び補助者と 3 親等以内の親族関係に無い児童
- ③ 横浜市民である児童
- ④ 保護者が以下の理由で、日中の保育に欠ける児童
 - (1) 会社や自宅を問わず、1 日 4 時間以上、月 16 日以上働いている…最長 2 歳まで
 - (2) 出産の準備や出産後の休養が必要である…産前産後各 8 週間
 - (3) 病気や障害のため保育が困難である…療養が不必要になるまで
 - (4) 病人や障害者を介護している…介護が不必要になるまで
 - (5) 大学や職業訓練校、専門学校などに通っている…通学期間中
 - (6) 仕事を探している…3 ヶ月間
 - (7) 育児休業が終了し、職場復帰する…最長 2 歳まで
 - (8) 自宅や近所などの災害復旧にあたっている…必要な期間まで

・利用料金について

利用料金は、保護者の所得税額・市民税額を参考に、各区こども家庭(障害)支援課が決定する。ちなみに平成22年度においては、保護者負担額の最高は57,200円であった。この利用料には、児童の保育に必要な飲食物、衣類、医薬品などは含まれていない。

また、原則保育時間(平日8時間、土曜日4時間)を超えて保育を行なった場合の保護者負担費用は次のように求める。

時間外保育費保護者負担額(150円/30分)－時間外保育利用料減免加算書＝保護者負担費用

・研修制度について

① 認定研修

保育士の資格を持っていない場合は、認定の内示後、認定研修を受ける。なお、研修終了後の認定試験で、保育氏と同等の知識及び経験を有したと認められる必要がある。

② 基礎研修

認定の内示を受けた場合に、資格の有無に関わらず全員が受講する研修。

・経費助成について

■原則保育時間の助成(児童1人当たりの月額)

- (1)基本保育費 …72,900円－保護者負担額
- (2)児童処遇費 …5,500円
- (3)管理費 …10,140円
- (4)保育処遇向上費…11,300円

■補助員の雇用費

1時間当たり1,100円の支給

保育児童数	1人	2人	3人	4～5人
助成時間上限額	63時間	74時間	92時間	189時間

■時間外保育費

(1)時間外保育費は3人以内の場合は30分当たり550円で、4人以上の場合は30分当たり625円が助成される。

(2)保育時間外保育利用料減免計算書(1時間当たり)

→時間外保育を利用するAB階層と利用しないCD階層

→多子減免対象児童の保育料減免

区分	基本区分	第2子区分	第3子区分
AB階層	150円	230円	290円
CD階層	—	150円	270円

・家賃助成について

家庭保育をする上で、賃貸料が発生する場合に支給される。金額は福祉員1人当たりに対して月額最高50,000円まで支給される。ただし、支給されるのはあくまで、新たに家庭的保育を行なう為に自宅以外の賃貸が発生する物件を契約した場合である。また、この契約した物件には、必ず幼児用バス(沐浴槽)と乳幼児用トイレの設置が不可欠である。

・設備助成費について

家庭保育事業を目的に、保育環境整備の一環として建物改修などを行なう際に助成される。金額は福祉員1人当たり年額最高2,000,000円(共同型の場合は1,000,000円)まで支給される。

・その他

健康診断受診経費、連携保育所間の往復交通費、保険料助成費の支給がある。

第3節 他地域での待機児童政策

1. 市民の保育への参加を促す事業

《事業名》

仙台すくすくサポート事業

《実施場所》

宮城県仙台市

《概要》

子どもを預かって欲しいと考えている保護者（利用会員）と、子どもを預かることができる市民（協力会員）の両会員を募り、地域が主体となって子育て支援を行う有償ボランティア活動である。提供されるサービスとしては、子どもの預かりと子どもが通っている保育所までの送迎などがあり、サービスの幅も広い。会員登録は無料。実際にサービス利用が行われた場合、利用会員から協力会員に報酬が支払われる。仙台市が事務局となって、利用会員と協力会員の仲介・マッチングや協力会員への研修、賠償保険などに入り、保育提供者の質の保証ともしもの時のための保障を行っている。利用会員は、自身が病気で病院に通院する時や、冠婚葬祭、入学式・授業参観、求職活動、教育講座などの受講や勉強、買い物や美容院、友人との会食など様々なシーンで利用できるため、利用会員の多様なニーズに対応できるサービスである。

《利用者数》

平成 21 年 3 月 31 日の時点で、利用会員が 1924 名、協力会員が 406 名、両方の会員に登録している両方会員が 121 名で合計 2451 名の会員がいる。

《活動実績》

平成 20 年度の実績で保育所や幼稚園などへの子どもの送迎が 2238 件、学童の送り迎え、預かりで 2778 件、その他預かりや援助を含めて合計で 6756 件の保育活動が行われた。

《詳細》

I. 会員登録資格

利用会員：仙台市在住で、概ね生後 2 カ月～小学校 6 年生までの子どもがおり、入会説明会に参加した者。

協力会員：仙台市在住で、20 歳以上で心身ともに健康で自宅で安全に子どもを預かることができかつ、入会説明会に参加し、事務局が主催する面接及び協力会員講習会を受講した者。

ただし、①保育士・幼稚園教員・保健師・看護師で概ね 3 年前まではその職についていた者。

②託児ボランティア養成講座、保育サポーター養成講座などを過去 1 年以内に終了したか、または、過去 3 年以内に終了し、かつ、託児の活動実績のある者の 2 者に限って、研修は免除される。

II. 会員登録からサービス利用までの流れ

ステップ①【会員登録】

利用会員：説明会に参加申し込みをし、1 時間程度の入会説明会を受け登録完了。

協力会員：利用会員と同様に説明会に参加後、約 1 日の協力会員講習会をうけ、その後 15 分程度の面接を受け会員登録完了。

ステップ②【マッチング】

利用会員のサービス利用の申し込みを受けた事務局（仙台市）が実際に保育サービスを提供する協力会員を登録者の中から決め、両者の事前打ち合わせを設定する。

その事前打ち合わせで正式な契約が交わされれば、サービスが開始される。

ステップ③【サービス利用】

事前打ち合わせを経て、正式な契約が交わされたら保護者が事務局にサービスを利用する日程と時間を申告し、実際の子どもの預かりや送迎などのサービスを受ける。その後報酬が支払われ一連の流れは終了。

Ⅲ. サービス内容、料金形態と保険について

・ サービス内容

協力会員が利用会員の一時預かりや、利用会員の子ども通っている保育所(保育園)、幼稚園、児童館などへの送迎を行う。また利用会員を預かる場合は、原則として協力会員の自宅で預かる

・ サービスの提供時間

サービスの提供時間は以下のように考えられている

- ① お子さんを協力会員の自宅で預かる場合、協力会員がお子さんが預かった時から利用会員が迎えに来た時まで
- ② 保育施設などへ送る場合、協力会員がお子さんを預かった時から保育施設などへ引き渡した時まで
- ③ 保育施設などから迎える場合、協力会員がお子さんを保育施設などから預かった時から利用会員へ引き渡した時まで

・ 報酬額の基準

月曜日～金曜日の 7 時～20 時は 1 時間あたり 700 円

土曜、日曜、祝日、年末年始ならびに上記の時間帯以外の時間帯に関しては 1 時間当たり 800 円となる。

・ 保育によって発生した費用の支払い

事前打ち合わせに基づいて、援助活動にかかった経費を利用登録者が支払う。

・ キャンセル料

急な都合などによって予定していたサービスを利用会員がキャンセルする場合は以下の基準にそってキャンセル料が発生する。

- ・ 前日までの取り消し：無料
- ・ 当日のサービス予定時刻前までの取り消し：予定報酬額の半額
- ・ 当日のサービス予定時刻開始後の取り消し：予定報酬額全額

・ 保険について

安心して援助活動が行えるよう、仙台市では万一の事故に備え「協力会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の 3 つの保険に加入し、子どもが偶発的な事故に遇い傷害を負った場合などの補償が行えるようにしている。

Ⅳ. 事務局（仙台市）が担う役割

i. アドバイザーとサブリーダー

事務局にはアドバイザーとサブリーダーとがおり、事業を円滑に進めるために活動している。以下でそれぞれについて述べる。

・ アドバイザー（4 名）

- ① 会員募集、入会説明会、協力会員講習会、面接などの会員登録に関わること
 - ② 会員間の援助活動の調整やアドバイスなどの会員の活動に関わること
 - ③ 会員交流会など会員の交流に関わること
 - ④ サブリーダーの選任、育成及び連絡調整
 - ⑤ 活動報告まとめ、保険の手続きなど事業運営に関わること
- の 5 つの仕事を担当している。

・ サブリーダー

会員の班長のような存在として、会員と事務局をつなぐパイプ役を担当している。

具体的には、

- ①アドバイザーと会員との連絡調整
- ②活動報告書のとりまとめ
- ③事務局開設時間以外の問い合わせ対応
- ④入会説明補助、会員交流会の実施など会員に関わること

の4つの仕事を担っている。

ii. 入会説明会・ステップアップ講習会の実施

事務局は会員希望者のための入会説明会を年16回（平成22年度予定）と、協力会員の質をアップさせるためのステップアップ講習会（平成22年度予定）を年3回実施している。

2. 保育ママの斡旋を行う事業について

・保育ママ代理店事業

《実施場所》

カナダオタワ市

《概要》

カナダのオタワ市では、家庭保育認可制度といったものが実施されており、待機児童問題解決に一役買った。家庭保育認可制度とは、家庭保育認可機関とその監視を受ける家庭保育プロバイダー（実際に保育する者）、このプロバイダーと家庭を仲介する代理店といった3つの機関の相互関係から構成される保育制度のことである。

このプロバイダーへの認可には一定の法定基準が設けられており、定期的に「医療保育法」上のチェックを受ける。また、健康・安全保障・保育の質確保する為に年齢別の入所制限を課している。具体的には、そして6歳以下の事業者の子供を含む10歳以下の子供を最大5名まで預かることができるが、2歳以下は2名まで、3歳以下は3名までといった制限を課している。このプロバイダーシステム導入は、オタワ市民の多様な保育へのニーズに対応した。また、代理店があった事で人々は手軽にこのプロバイダーを利用する事が可能となったのだ。

第4章 政策提言

第1節 はじめに

我々がこれまでの章で行った分析により、認可保育所への補助金が過剰と言えるほど多く供給されている為に認可保育所の保育料金が市場の均衡価格よりもはるかに低い価格に固定されてしまっており、需要調整を行う価格調整を果たしていない。また、非認可保育所と比べて圧倒的に有利な認可保育所の存在が他の民間保育施設を圧迫し、健全な保育施設の成長、質の向上を妨げている。そのため、多額の補助金を受けて価格が安い認可保育所がほぼ唯一の選択肢となり、多様なニーズへの対応を妨げている。そこで、我々は家庭保育福祉員の要件緩和による増員と代理店制度の整備により、未だ満たされていない少人数で質の高い保育を求めるニーズに対応し、待機児童の減少を促進する。
(代理店制度の導入の全体図に関しては下の図 4、図 5 を参照のこころと)

第2節 保育オプションの拡充

我々の政策提言では、家庭保育福祉員の要件緩和と代理店制度導入により、家庭保育福祉員を増加し、いまだ満たされていない保育ニーズを充足し、待機児童数を減らす。

家庭福祉員の要件緩和について

現在、家庭保育福祉員になるためには、1. 保育士の資格、2. 看護師の免許、3. 幼稚園教諭の免許、4. 家庭的保育補助員としての勤務経験（一年以上）のいずれかの資格を満たさなければならない。このような制度下では、そもそも家庭保育福祉員になるための要件が難しいため、家庭保育福祉員制度の普及拡大が困難なものとなっている。そこで、本稿では家庭保育福祉員の増加を実現させる為の方法として家庭保育福祉員の要件緩和を政策として提言する。家庭保育福祉員の要件緩和に当たっては、スウェーデンで行われている家庭的保育事業を参考とする。スウェーデンの子どもを家庭で預かる「デイチャイルド・キーパー」は5人までの子どもを家庭で預かる事ができる、また、要件としての資格は特に求められておらず、自治体として100時間の研修を課しているのみである。横浜市の家家庭保育福祉員の要件から各種資格を除外し、同時に100時間の研修を施行することで、より研修制度に重きを置いた制度へ転換。質的向上を実現しながら間口を広く人材をつのり、家庭保育福祉員の増加を図る。

また、量的な対策を打ち出す一方で制度そのもの改革にあたる。現行の事業スキームでは自治体が一元的な情報提供にあたっているが、家庭保育福祉員の新規認定から実際の家庭的保育が開始されるまでの流れが迅速性に欠け、個別の保育ニーズへの対応力という点で不合理が見られる。こうした問題点への対策として、カナダの首都オタワ市で行われている「代理店」制度を提案したい。

これは民間の事業主体が家庭保育福祉員（以下「認定プロバイダー」）と家庭を仲介する第三の存在「代理店」として制度の運営に携わる制度で、オタワ市の公式サイトに掲載され

ている 14 の代理店には、それぞれ数名ずつの認定プロバイダーが名を連ねている。家庭的保育の利用を求める親は代理店に申し込みを行い、代理店は認定プロバイダーとのマッチングにあたる。この制度下では自治体の役割は変化をきたし、認定プロバイダーを対象とした研修会を実施するほか、玩具や保育機器の貸し出しサービスを行うなど認定プロバイダーの活動にさまざまな支援を提供する。

この代理店制度の実現によって、今までは各自治体が行っていた仲介業務を民間業者に委託することによって自治体のコスト削減が可能となり、その分の各保育所への補助金の増額が望める。また、代理店は親に対して最も適当な保育サービスを紹介するため、認定プロバイダー側も紹介を受けるために適切なサービス、質を提供する必要に駆られる。よって、価格や品質に関して様々な親のニーズに合わせた保育オプションを提供するという保育における製品差別化が発生する。自治体は上述の 100 時間の研修によって最低限の保育の質を保証し、その後の質、価格の変動は代理店の認定プロバイダーへの研修の実施度合いによって品質、価格を差別化することによって親の多様なニーズに対応することが可能となる。

また、認定プロバイダーの増員、代理店の登場によって今まで保育サービスへの託児を諦めていた親が保育サービスを受けるケースも増えることが期待できる。

このように、保育サービス供給の増加、代理店の協力によって、託児する親の増加と保育サービス供給の増加という好循環が生まれ、家庭保育福祉員普及の原動力となる。

ただし、最低限の質のサービス維持のために代理店は 100 時間の研修を終えた家庭保育福祉員から適切な人材を選ぶ。また、代理店は、子どもの比率や栄養管理、火元管理、品質管理プログラムなどの基準が守られているかを、抜き打ち検査を通じて監視する。また、子どもの人数は安全性や適切な保育の質を保つために年齢ごとに決める。2 歳以下の子どもで 2 人まで、3 歳以下の子どもで 3 人まで、10 歳以下の子どもで 5 人までとする。代理店は家庭保育福祉員に研修機会、年齢に適したおもちゃ、保育機材の貸し出しなどを行うことで家庭保育福祉員の技術の向上や、おもちゃや保育機材の共同利用による投資の削減と範囲の経済性を追求する。また、予期せぬ家庭保育福祉員の病欠などに対応する為に代理店はかわりの家庭保育福祉員を用意するなどの制度も準備し、漏れのない安心できるシステムを構築する。また、代理店が直接低所得者の為の助成金の申請窓口としても機能し、今まで役所が行ってきたような仕事を保育所に委託する。それにより、部分的に民営化が達成されることになり、ある程度は代理店同士の競争が促進される。また、競争の促進が効率化の促進、保育サービスの質の向上のインセンティブを代理店と家庭保育福祉員に与える。代理店の効率的な運営により、いままで役所が行っていた業務がより少ない予算で行う事ができ、自治体の予算削減につながる。

家庭保育福祉員の要件緩和と代理店制度の導入により、新たな保育ニーズを生み出し、認可保育所に集中していた保育ニーズを分散させる。それにより、認可保育所に過剰に分配されていた補助金を削減する事ができ、役所の業務を民間に委託することにより予算の費用対効果の向上を招く。また、待機児童数の減少も同時に達成される。それにより、子どもを安心して産む事が出来、育てられる都市が形成される。

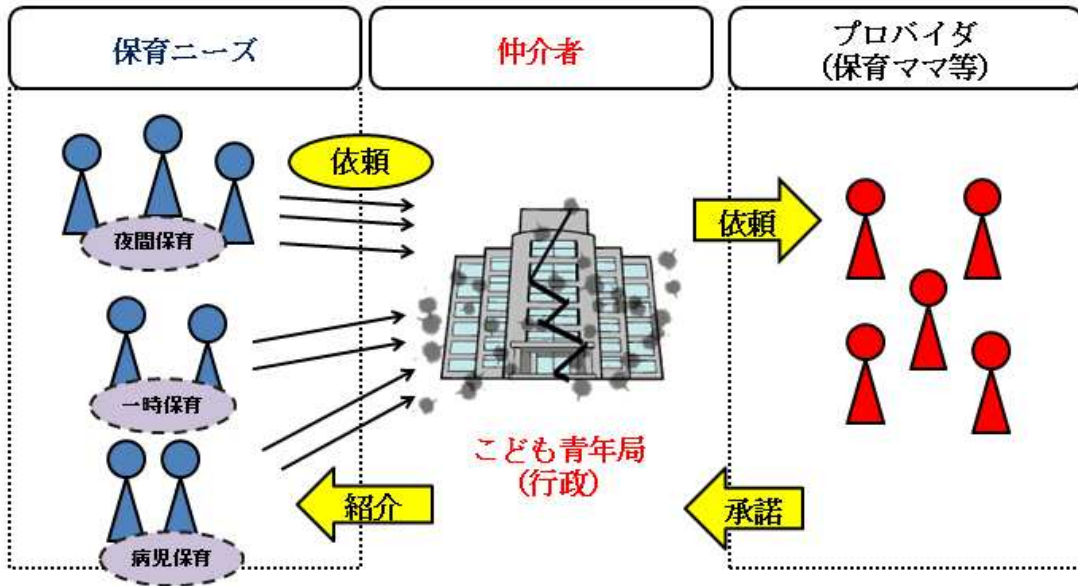


図 4 「行政のみが保育サービスの仲介を行った場合の図」

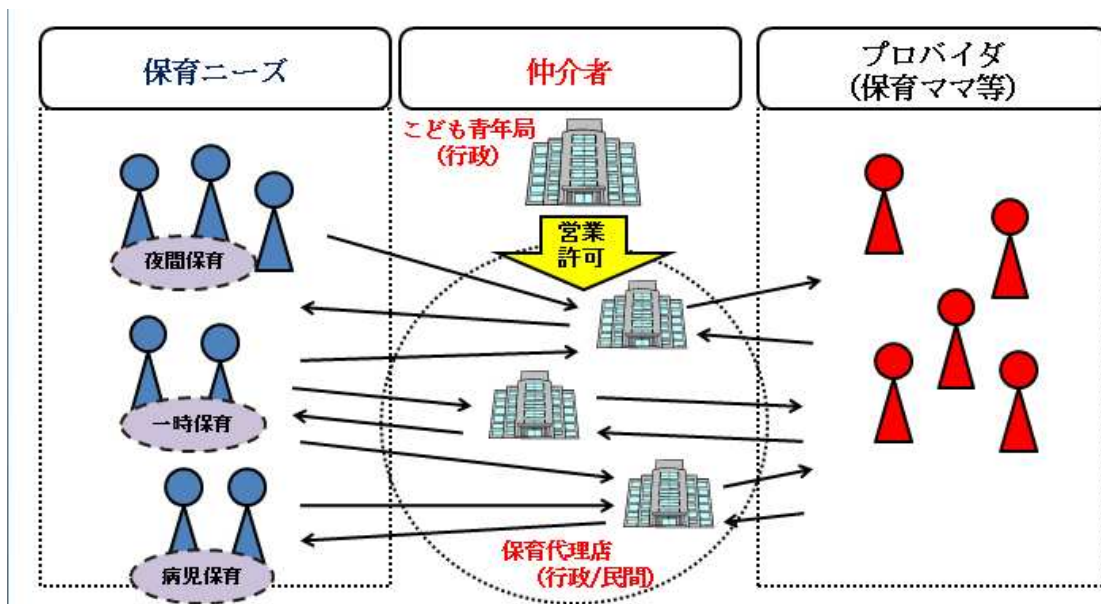


図 5 「仲介業を民間に委託した場合」

先行論文・参考文献・データ出典

《先行論文》

鈴木亘（2008）「保育制度への市場原理導入に関する厚生分析」

《参考文献》

横浜市子ども青少年局保育運営科運営指導係（平成 22 年）『横浜市家庭保育福祉員募集要項』

鈴木亘（2008 年）「待機児童対策、市場原理で」日本経済新聞 2008 年 5 月 1 日付
保育所待機児童解消プロジェクト（横浜市）（2010）『保育所待機児童解消プロジェクト報告書』

普光院亜紀（2010）「なぜ、保育所についての国基準が必要か」『都市問題』2010 年 6 月号、90-98 p

南雲文（2010）「わが国における就学前教育・保育のあり方についての一考察」『都市問題』6 月号、99-121 p

福川須美（2010）「日本における父親支援」『生活協同組合研究』2010・5、20-27 p

今田幸子（2009）「女性の就業継続の現状と課題」『Business Labor Trend』2009、9、3-10 p

神奈川新聞（平成 22 年 5 月 23 日）

社説：待機児童

<http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1003120039/>

神奈川新聞（平成 22 年 3 月 13 日）

待機児童解消に向け、横浜でモデル事業を検討へ/ 福島少子化担当相

<http://news.kanaloco.jp/editorial/article/1005230001/>

高島昌二(2007 年 1 月)

「スウェーデン社会福祉入門：スウェーデンの福祉と社会を理解するために」

『晃洋書房』

《データ出典》

こども青少年局（平成 22 年 5 月 17 日）

平成 22 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について

http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/press/file/220517_220401taikijidousuu.pdf

こども青少年局（平成 21 年 5 月 19 日）

平成 21 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/press/file/21taiki.pdf>

こども青少年局（平成 20 年 5 月 13 日）

平成 20 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/incubator/press/file/080513taiki200401.pdf>

こども青少年局（平成 19 年 5 月 17 日）

平成 19 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数について

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/press/file/070518taiki190401.pdf>

・横浜市保育所待機児童解消プロジェクト関連

都市経営局 都市経営推進課（平成 22 年 4 月 9 日）

課題対応プロジェクト結果報告

<http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201004/images/phpnJpTgl.pdf>

こども青少年局（平成 21 年 2 月 6 日）

平成 21 年度予算案記者発表

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/press/file/090206yosananhappyou.pdf>

こども青少年局（平成 21 年 6 月 29 日）

「保育所待機児童解消モデル事業」の 1 つとして、横浜保育室の整備費を助成します。・・・
事業者を募集！

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/press/file/090629yshitsuseibi.pdf>